



令和5年度

三鷹の森学園 三鷹市立高山小学校PTA規約

第一章 名称

第1条 本会は三鷹の森学園 三鷹市立高山小学校PTAといい昭和34年6月29日に設立する事務所を同校（三鷹市牟礼4-6-12）内におく

第二章 目的

第2条 本会は次の条項を目的とする

1. 家庭・学校および社会における児童の福祉を増進する
2. 児童の校外における生活の指導に協力する
3. 会員相互の親和と向上をはかり教育的環境の整備改善に協力する
4. 児童の保健衛生および心身の健全な発達に協力する
5. 公教育の充実に協力する

第三章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針にしたがって活動する

1. 本会は自主独立のもので他のどんな団体または機関の支配や干渉をも受けない
2. 本会は児童の福祉のため活動する団体および機関と協力する
3. 本会または本会役員の名で特定の政党宗派に関係せず営利を目的とする行為は行わない
4. 第2条の目的達成のため協議するが学校の管理や校長および教員の人事に干渉しない
5. 本会の活動は本校に在籍するすべての児童を対象とする

第四章 会員

第4条 本会は次の人々を会員とする

1. 本校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者（以下保護者という）
2. 本校に勤務する校長および教員（以下教員という）

第5条 本会への入退会は任意とし、会員と会費は以下とする

1. 会員はすべて平等の権利と次の義務を有する
2. 本会の会員は会費を納める
3. 会費は本校に在籍する児童の数にかかわらず1家庭1口とする
4. 本会への入会・更新は年1回の会費集金を通して行う
5. 会員の児童が卒業、転学又は退学したときは、退会したものとす。

第五章 役員

第6条 本会に次の役員をおく

1. 会長1名 副会長3名以上（保護者2以上 教員1）
2. 書記2名以上 会計2名以上

3. 役員は他の役員および会計監査を兼ねることができない
4. 役員の任期は4月1日から翌年の3月31日までとする
5. 役員の任期満了後は次年度定期総会まで事務補助の任にあたるものとする
6. 役員会は役員と校長により構成する

第7条 役員の任務は次のとおりとする

1. 会長は本会を代表し会務を総理する
会長は役員等選出委員会を除くすべての集会に出席し意見をのべることができる
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する
3. 書記は総会および運営委員会の議事を記録する
4. 会計は本会のすべての金銭出納をつかさどる

第8条 校長はすべての会議に出席し意見をのべることができる

第9条 役員を選出および就任は次のとおりとする

1. 役員は細則にしたがって役員等選出委員会において選出され会員の承認を経て就任する
2. 会長に欠員の生じたときは副会長がその任にあたりその他の役員に欠員の生じたときはその補充を運営委員会できめる 補充された役員の任期は前任者の残存期間とする
3. 教員側の役員は教員の推薦により選出され総会の承認を得て就任する
4. 役員の在任期間は原則として2期以内とする

第六章 役員・会計監査選出委員会

第10条 役員、第25条に定める執行部会員および会計監査(以下あわせて役員等という)の候補者を選出するために役員等選出委員会をおく

第七章 会計

第11条 本会の会計は会費その他の収入をもって支弁する

第12条 本会の会計はすべて総会において議決された予算にもとづいて行われ本会の資産はすべて第2条の目的以外には使用できない

第13条 本会の会計は会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

第八章 会計監査

第15条 本会の会計を監査するため3名（保護者2 教員1）の会計監査をおく

第16条 会計監査の選出就任任期および補充は役員に準ずる

第17条 会計監査は随時会計を監査しその結果を5月定期総会に報告する
会計監査は必要に応じ運営委員会に出席しその件に関し意見をのべることができる

第九章 組織と会議

第18条 本会に次の組織をおく

- 1 総会 2 役員会 3 執行部会 4 運営委員会 5 学年委員会 6 広報委員会 7 役員等選出委員会
- 8 地区委員会 9 父親の会 10 臨時委員会

第19条 総会は本会の最高機関で定期総会と臨時総会とする

1. 定期総会は毎年5月会長が招集する
2. 臨時総会は運営委員または会員の5分の1以上から会議の目的および理由を付して請求のあったとき会長が招集する
3. 会長は前項の請求のあったときはすみやかに招集手続きをとらなければならない

第20条 定期総会は次の事項を審議し議決または承認する

1. 役員等の選出に関する事項
2. 活動計画および予算の審議決定に関する事項
3. 前年度の活動報告および決算の承認に関する事項
4. 会費の変更に関する事項
5. その他会長が総会の審議に付する必要があると認めた事項

第21条 総会は会員の2分の1以上の出席を必要とする ただし委任状による出席も認められる

議事は出席者の過半数をもって決する 書面およびWEB開催の場合、議事は会員の4分の1以上をもって決する

第22条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で役員・学年委員・広報・役員等選出・地区・父親の会および臨時委員会の代表者をもって構成し会長が必要に応じ随時招集する

本会の会員は予め運営委員会に申し出たうえでいつでも議事を傍聴し意見をのべることができる

第23条 運営委員会は総会の議決にもとづいて活動計画を立案し各委員会の連絡調整をはかりそれらの権限に属さない事項の事務処理にあたり総会に提出する議案を作成する

1. 運営委員会は本会の運営に関し必要事項を議決し執行することができる ただしその結果のうち主な
2. ものについては次期総会に報告しなければならない

第24条 運営委員会の定足数は構成員の2分の1以上とし議事は出席者の過半数で決する

第25条 執行部会は、役員・学年代表委員長・広報委員長・役員等選出委員長・地区委員長・父親の会会長（以下あわせて執行部会員という）をもって構成する

執行部会は、各委員会・役員会の垣根を超え横断的に意見を交換し、本会の運営について協議する

第26条 広報委員会は会員ならびに児童の活動を記録し校内外へ向けての会報発行を主な活動とする

第27条 学年委員会は本会の目的を行うため学年ごとにもうけ各学級間の意志の疎通をはかるとともにその学年独自の活動を自主的に行う

第28条 児童の校外における生活の健全な育成に協力するため地区委員会をおく

地区委員会は各地区より選出された保護者で構成され随時開催する 地区委員会の委員は互選により委員長1名 副委員長1名を選出する

1. 地区割は年度により児童数その他の関係で学校と地区委員会との協議により決定または変更することができる

第29条 学級会は本会の目的を達成するための基盤となる組織であって各学級の保護者と担任教員で構成する

1. 学級会は学校の主催する保護者会にひきつづき開催するほか、役員会および学年委員会は担任教員と相談のうえ必要に応じ臨時学級会を開く

第30条 本会の活動に必要な事項を調査研究立案しこれを推進するため運営委員会の議決をへて臨時委員会をおくことができる

1. 臨時委員会の委員は運営委員から委嘱され目的を達した時解散する
2. 臨時委員会の委員は互選により委員長1名 副委員長1名を選出す

第十章 付則

第31条 本会の規約は総会の議決によらなければ改正することができない

第32条 本会の活動の遂行上必要な細則は運営委員会で定め総会に報告する

第33条 本会の個人情報の保護については、個人情報取扱要領を別に定める

第34条 本会規約は昭和34年6月29日より実施する/昭和36年4月1日より改正実施する/昭和38年2月23日より改正実施する/昭和40年4月16日より改正実施する/昭和44年2月3日より改正実施する/昭和49年5月17日より改正実施する/昭和57年5月20日より改正実施する/平成6年5月26日より改正実施する/平成12年5月12日より改正実施する/平成15年5月9日より改正実施する/平成18年2月17日より改正実施する/平成20年2月12日より改正実施する/平成24年1月23日より改正実施する/平成27年5月11日より改正実施する/平成28年5月9日より改正実施する/本会規約は平成29年5月18日より改正実施する/本会規約は平成30年5月16日より改正実施する
本会規約は令和5年3月23日より改正実施する/本会規約は令和5年10月9日より改正実施する

三鷹市立高山小学校 P T A細則

第1条 この規定は会員およびその家族を対象とする

第2条 会員に次の規定により慶弔金をおくる

その金額については毎年度定期総会において協議決定する

会員死亡の場合/会員の子死亡の場合/T会員の配偶者死亡の場合

第3条 この規定によりがたい事情（火災など）がある時は役員が協議決定し運営委員会に報告する

第4条 教員の転退職の際に記念品をおくる

第5条 本会の会務により出張の際は実費を支給する（管外のみ）

第6条 この細則の改正は運営委員会の議決によらなければならない

第7条 この細則は昭和38年2月23日より実施する/昭和41年4月28日より改正実施する/昭和48年3月13日より改正実施する/昭和57年5月20日より改正実施する/平成8年2月22日より改正実施する/平成20年2月12日より改正実施する
この細則は平成20年2月12日より改正実施する

P T A役員および会計監査選出細則

第1条 役員・学年代表委員長・広報委員長・役員等選出委員長・地区委員長・父親の会会長、および会計監査（以下あわせて役員等という）選出に関するすべての事務は役員等選出委員会が行う
ただし、地区委員長、父親の会会長は除く

第2条 役員等選出委員会は1～5学年の保護者から選出でき、選出された保護者と役員より1名で構成する

第3条 役員等選出委員会の委員は互選により委員長1名 副委員長1名以上を選出する

第4条 役員等選出委員会の定足数は委員の3分の2以上とし議決は出席者の過半数とする

第5条 選出方法はその年の役員等選出委員会が提示し その実施については運営委員会の承認を得るものとする

第6条 役員等の選出はその前年度の3月中に終えるものとする

第7条 役員等選出委員会は総会で役員等の紹介をする

第8条 この細則は昭和57年5月20日より実施する/平成2年4月28日より改正実施する/平成6年5月26日より改正実施する/平成8年2月22日より改正実施する/平成12年5月12日より改正実施する/平成15年5月9日より改正実施する/平成18年2月17日より改正実施する/平成20年10月21日より改正実施する/平成25年4月1日より改正実施する/平成27年5月11日より改正実施する/平成28年5月9日より改正実施する/平成29年5月18日より改正実施する/令和元年5月15日より改正実施する
この細則は令和5年3月23日より改正実施する